

平成22年 5月26日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 クロップス
代表取締役社長 小川 幸久
(コード番号: 9428) 名証セントレックス
問合せ先: 取締役管理部門担当
小林 正明
(TEL 052-588-5640)

(訂正) ストックオプション (新株予約権) の発行に関する一部訂正のお知らせ

平成22年5月14日に発表いたしました「ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありますので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ】 (2ページおよび3ページ)
(新株予約権の発行要領)

【訂正前】

2ページ	<u>8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、 <u>新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができる。</u>
3ページ	<u>11. 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い</u> 当社が、 <u>合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)</u> をする場合において、 <u>組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。)</u> の新株予約権者に対し、 <u>それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。)</u> の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、 <u>残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</u>

【訂正後】

2ページ	第8項を削除
3ページ	第11項削除

以上